

止ヲ肯セス入場ニ機械工及仕上工等ハ休憩時
工場内ニ集合シテ左記要求条件ヲ協定午後二
時頃代表者横尾有二郎分一任ハ鋼矢製造部長
ニ会見ヲ要求ヲ提出交渉セルカ全部ハ第一
第一ハ多少考慮ノ餘地アルニ第一第一第一
スバヤ限リニアラストテ要求書ヲ却下シ高不
合社トシテ又該君ノ申出ニ對シ一考スバケレ
ハ二日ヲ留メ待ルベシト告ゲ会見ヲ終レリ

要 求 章 項

- 一 請 賃 歩 合 下 回 割 増 額 ス ル コ ト (現 在 三 割 三 分)
- 二 解 雇 手 當 ハ 六 ヶ 月 勤 続 者 二 對 シ 下 八 日 給 ノ
- 三 十 日 分 一 年 勤 続 者 二 對 シ 下 十 日 分 以 下 一 ヶ
- 月 分 給 ス 毎 二 日 分 加 一 五 年 以 上 八 一 日
- 分 分 加 フ ル コ ト
- 三 不 意 義 ナ ル 解 雇 ヲ ナ サ バ ル コ ト

四 一 線 職 工 ノ 記 号 サ ル 者 三 派 付 キ ト シ 強 制 的
ニ 服 従 セ シ ヲ ガ ル コ ト

次 デ 解 物 工 場 職 工 等 々 六 日 九 記 ノ 要 求 ヲ 提 出
シ タ リ

要 求

- 一 請 賃 步 増 シ 下 五 割 増 額 ス ル 事 但 シ 定 備 者
- ニ 對 シ テ 三 割 増 シ ノ コ ト
- 二 解 雇 手 當 ノ 制 定 (六 ヶ 月 勤 続 者 二 對 シ 四 十 日 分 六
- ヶ 月 以 上 一 ヶ 月 分 増 ス 毎 三 ヶ 年 迄 三 日 分 増 ス 事 三 ヶ
- 年 以 上 一 ヶ 月 分 二 日 間 増 ス コ ト) 辭 職 ノ 場 合 ハ 二
- 三 公 働 休 業 ノ 場 合 ハ 金 額 ヲ 支 給 ス ル コ ト

解 雇 職 工 等 ハ 其 後 又 他 職 工 等 ノ 雇 入 ノ 下 二 守
衛 ノ 阻 止 ス ル 事 排 シ 入 場 シ 七 日 ノ 拒 キ ハ 小
競 合 ノ 為 ノ 守 衛 中 頭 部 顔 面 二 輕 微 ノ 傷 過 傷 ヲ